

20歳になつたら国民年金

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のかたは、必ずいずれかの公的年金に加入しなければなりません。

既に就職して厚生年金や共済年金などに加入しているかたを除き、20歳になつたら国民年金に加入することになります。

社会保険事務所から国民年金加入のご案内が届きますので、町民生活課保険年金担当へ資格取得の届け出をしてください。手続きが済むと、後日社会保険事務所から年金手帳が郵送されます。

保険料はいくら？

平成21年度は、月額14,660円です。

納付方法は？

- ①納付書による納付
- ②口座振替
- ③インターネットによる納付などがあります。
※前もって保険料を納めると、保険料が割引となる前納制度もあります。

問合せ 秩父社会保険事務所
町民生活課保険年金担当

☎27-6561（埼玉県国民年金電話相談センター）
☎62-1230 内線103・104

年金は老後だけのもの？

年金の補償は老後だけではありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は、障害年金が支給されます。

また、被保険者のかたが亡くなった場合は、遺族のかたに遺族基礎年金や死亡一時金が支給される制度もあります。

保険料は所得控除の対象になります。

国民年金に加入しているかたが納めた保険料は、家族の分も含めて全額が「社会保険料控除」として所得税などの控除対象となりますので、所得税確定申告などの際に忘れずに申告してください。

免除・納付猶予制度があります。

保険料を納付するのが困難な場合は「免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

季節性インフルエンザ予防接種 期間延長のお知らせ



町では65歳以上のかた、中学3年生までの子どもを対象に季節性インフルエンザの予防接種費用を補助しています。

当初、接種期間を平成21年12月26日までとしていましたが、ワクチン不足の状況が続いているため、期間内に接種を終えられないおそれがあるため、接種期間を延長します。

接種期間 平成21年12月26日(土)まで



平成22年1月30日(土)まで

県公式携帯サイト

「エキナカ
らくらく移動情報！」



鉄道を利用する際に、「降りる駅にエレベーターはあるのかな?」とか「もっと前の車両に乗っていればよかった。」と思ったことはありませんか?

このサイトでは、県内全237駅のエレベーターや階段、エスカレーターの利用に役立つ乗車位置情報をはじめ、県内の鉄道駅利用者に便利な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

<http://www.mobile.pref.saitama.lg.jp/?page=4845>

問合せ 県交通政策課 ☎048-830-2228